

石川県公報

令和 8 年 9 月 11 日
第 1 3 9 4 1 号（金曜日）
毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

告 示		選挙管理委員会		
○随意契約の相手方等	(デジタル推進監室)	1	○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数	11
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定の失効	(薬事衛生課)	1	○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	11
○県道の区域の変更	(道路整備課)	2	○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	11
公 告			○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数	11
○特定調達契約に係る入札公告	(管 財 課)	2	監 査 委 員	
○入札公告	(デジタル推進監室)	4	○定期監査結果公表	12
○入札公告	(文化振興課)	6	○財政的援助団体等監査結果公表	15
○大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経営支援課)	7	○監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	16
○国土調査の成果認証公告	(農業基盤課)	9		
○公共測量実施公告	(監 理 課)	9		
○土地区画整理事業に係る換地処分公告	(都市計画課)	9		
○道路の位置の指定公告	(建築住宅課)	9		

告 示

石川県告示第292号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり相手方等について告示する。

令和 8 年 9 月 11 日

石川県知事 山 野 之 義

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
石川県情報資産管理システム賃貸借契約 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部デジタル推進監室県庁デジタル推進課
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
- 随意契約の相手方を決定した日
令和 8 年 8 月 24 日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社石川コンピュータ・センター
金沢市無量寺町ハ 6 番地 1
- 随意契約に係る契約金額
51,354,600円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条第 1 項第 2 号の規定に該当するため

石川県告示第293号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

令和 8 年 9 月 11 日

石川県知事 山 野 之 義

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-N, N-ジエチル-1-フェロセノイル-6-メチル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類
- (2) N, N-ジエチル-2-(2-{[4-(2-フルオロエトキシ)フェニル]メチル}-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル)エタン-1-アミン及びその塩類
- (3) N, N-ジエチル-2-(2-{[4-(2-メチルプロボキシ)フェニル]メチル}-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル)エタン-1-アミン及びその塩類
- (4) N-[2-(5-メトキシ-1H-インドール-3-イル)エチル]-2-メチルプロパン-1-アミン及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第5号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため

3 失効の日

令和 8 年 8 月 28 日

4 罰則の適用

条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

石川県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和 8 年 9 月 11 日から同月 25 日まで縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 11 日

石川県知事 山 野 之 義

路 線 名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦 覧 場 所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長 (m)	
蛸島港線	珠洲市正院町川尻壱部101番3地先から 珠洲市正院町川尻壱部20番地先まで	旧	11.21~22.36	60.0	奥 能 登 土 木 総 合 事 務 所 珠洲維持管理課
	同上及び 珠洲市正院町川尻壱部101番3地先から 珠洲市正院町川尻壱部20番地先まで	新	同上及び 12.53~28.27	同上及び 60.0	

公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和 8 年 9 月 11 日

石川県知事 山 野 之 義

1 調達内容

- (1) 購入件名及び数量
排水ポンプ車 3 台
- (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限

令和 9 年 5 月 31 日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

本入札は、入札等を石川県物品調達電子入札システム（下記ホームページアドレス。以下「電子入札システム」という。）により行う。

<https://www.ep-bid.supercals.jp/ebidGoodsAcceptor/index.jsp?KikanNo=1700100>

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和8年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和8年石川県告示第121号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)イに掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、次の(1)及び(2)に示す事項について証明する書類を令和8年10月1日（木）午後5時までに電子入札システムにより提出しなければならない（電子入札システムによる提出が難しい場合は、契約担当者からの指示に従うこと。）。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、石川県総務部管財課の承諾を得て紙入札を行う者は、下記入札書の受付期限内に4(1)イに掲げる場所まで提出すること（郵送の場合は、書留郵便とし、受付期限内必着とする。）。

(1) 当該調達物品を確実に納入することができる者であること。

(2) 納入地区において、当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、また、修理に必要なサービス工場等を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

4 入札書の提出等

(1) 入札説明書の交付方法及び問合せ先

ア 交付方法

石川県物品調達入札情報システム（下記ホームページアドレス）の入札予定画面よりダウンロードすること。

<http://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIGPublish/EjPPIj?KikanN0=1700100>

イ 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

(2) 入札書の受付期限及び方法

電子入札システムにより、令和8年10月23日（金）午前11時までに入札書を提出すること。

(3) 開札の日時

令和 8 年 10 月 23 日（金）午後 1 時 30 分

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札書の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

落札決定の通知をした日から起算して 5 日以内（当該期間内に石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第 16 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日に当たる日があるときは、その日数を加算した期間）に仮契約書を作成し、仮契約を締結しなければならない。

なお、この物品の調達契約の締結については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年石川県条例第 6 号）第 3 条の規定により、事前に県議会の議決を要するので、当該仮契約は、県議会でこの物品の調達契約の締結に係る議案が議決されたときに本契約となるものとする。ただし、県は、当該議案が県議会で議決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号）第 119 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

3 Drainage pump trucks

(2) Delivery period

By 31 May 2027

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 23 October 2026

(5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 8 年 9 月 11 日

石川県知事 山 野 之 義

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

インターネット公開用機器借上

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和8年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの業務に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (4) 地方公共団体（本県を含む。）において機器の提供実績があること。

3 入札参加者資格の確認手続等

この入札に参加しようとする者は、入札参加者資格確認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、入札参加者資格の確認を受けなければならない。なお、(2)アの提出期間内に入札参加者資格確認申請書を提出しない者及び入札参加者資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 入札参加者資格確認申請書
- イ 地方公共団体（本県を含む。）において提供実績があることを示す書類
- ウ メンテナンス体制証明書
- エ 石川県競争入札参加者資格者決定通知書（写し）

(2) 入札参加者資格確認申請書の提出期間等

- ア 提出期間 令和8年9月11日（金）から同月24日（木）まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
- イ 提出時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 提出場所 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部デジタル推進監室
- エ 提出方法 郵送又は持参により提出すること。

(3) 入札参加者資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和8年9月28日（月）までに入札参加者資格確認結果通知書を送付して行う。

4 入札参加者資格確認申請書、仕様書、入札説明書等の交付

- (1) 入札参加者資格確認申請書、仕様書、入札説明書等の交付場所及び問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部デジタル推進監室
電話番号 076-225-1320

(2) 交付期間

令和8年9月11日（金）から同月24日（木）まで

(3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

5 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年9月30日（水）午後4時
- (2) 場所 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県庁行政庁舎11階 1111会議室（入札後、即時開札する。）

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- (4) 入札参加者は、金額を示した見積内訳書を持参しなければならない。
- (5) 郵便による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加者資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札説明書に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

12 その他

詳細は、入札説明書による。

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 8 年 9 月 11 日

石川県知事 山 野 之 義

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達件名及び数量
明治期地籍図デジタル化業務委託 一式
- (2) 仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和 9 年 2 月 28 日まで
- (4) 履行場所
仕様書による。
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

次の条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成 9 年石川県告示第581号）に基づき、令和 8 年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 石川県の指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 仕様書に示す業務の特質を理解し、これを確実に実施することができる者であること。

3 入札説明書の配布方法等

- (1) 配布期間
令和 8 年 9 月 11 日（金）から同月 25 日（金）午後 1 時まで
- (2) 配布方法
以下の石川県立図書館ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.library.pref.ishikawa.lg.jp/category/bid/index.html>

(3) 入札者に要求される義務

受託者に必要な実績・技術、使用予定機器等の確認を行うため、あらかじめ 4 (1) に問合せを行うこと。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒920-0942 金沢市小立野 2 丁目 43 番 1 号

石川県立図書館 歴史公文書・郷土資料課

電話番号 076-223-9565（ガイダンス番号 2）

(2) 入札書の受領期限

令和 8 年 9 月 25 日（金）午後 1 時（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1) の提出場所とする。）

(3) 開札の日時

令和 8 年 9 月 25 日（金）午後 1 時

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 契約書の要否

要

(3) 無効の入札書

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号）第 119 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

令和 8 年 9 月 11 日

石川県知事 山 野 之 義

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大阪屋ショップ小松店、AOKI 小松店

小松市日の出町四丁目 70 番 1 他 30 筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）三菱 HC キャピタルエステートプラス株式会社

代表取締役 北原 克哉

東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 5 号

株式会社 AOKI

代表取締役 青木 彰宏

神奈川県横浜市都筑区葛が谷 6 番 56 号

（変更後）三菱 HC キャピタルエステートプラス株式会社

代表取締役 北原 克哉

東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 5 号

株式会社 A O K I

代表取締役 小出 大二朗

神奈川県横浜市都筑区葛が谷 6 番 56 号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社大阪屋ショップ

代表取締役 尾崎 弘明

富山県富山市赤田 487 番地 1

株式会社 A O K I

代表取締役 青木 彰宏

神奈川県横浜市都筑区葛が谷 6 番 56 号

(変更後) 株式会社大阪屋ショップ

代表取締役 尾崎 弘明

富山県富山市赤田 487 番地 1

株式会社 A O K I

代表取締役 小出 大二朗

神奈川県横浜市都筑区葛が谷 6 番 56 号

- 3 変更の年月日

令和 8 年 6 月 24 日

- 4 変更する理由

大規模小売店舗を設置する者及び小売業を行う者の代表者変更のため

- 5 届出年月日

令和 8 年 9 月 1 日

- 6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済環境部商工労働課

- 7 届出等の縦覧期間

令和 8 年 9 月 11 日から令和 9 年 1 月 11 日まで

- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和 9 年 1 月 11 日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県商工労働部経営支援課

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゴルフ 5 金沢大桑店

金沢市大桑 2 丁目 421 番ほか

- 2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) オリックス株式会社

代表取締役 井上 亮

東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号

(変更後) オリックス株式会社

代表取締役 高橋 英丈

東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号

- 3 変更の年月日

令和 8 年 6 月 23 日

- 4 変更する理由

大規模小売店舗を設置する者の代表者変更のため

- 5 届出年月日

令和 8 年 9 月 3 日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和 8 年 9 月 11 日から令和 9 年 1 月 11 日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和 9 年 1 月 11 日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県商工労働部経営支援課

国土調査の成果認証公告

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和 8 年 9 月 11 日

石川県知事 山 野 之 義

調 査 を 行 っ た 者 の 名 称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
金沢市	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 7 月 31 日まで	栗崎 I 地区（その 1）（栗 崎町ほ、へ、を、二、ホ、 ト及びヲの各一部）の地籍 図及び地籍簿	金沢市（栗崎町ほ、へ、 を、二、ホ、ト及びヲの各 一部）	令和 8 年 9 月 2 日

公共測量実施公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、石川県石川農林総合事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 8 年 9 月 11 日

石川県知事 山 野 之 義

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 （ 水 準 測 量、写 真 測 量 ）	令和 8 年 9 月 14 日から 同年 12 月 10 日まで	白山市西佐良町地内 白山市三ツ屋野町地内

土地区画整理事業に係る換地処分公告

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 3 項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があった。

令和 8 年 9 月 11 日

石川県知事 山 野 之 義

1 土地区画整理事業の名称

金沢都市計画事業 野々市市西部中央土地区画整理事業

2 施行者の名称

野々市市西部中央土地区画整理組合

3 換地処分の年月日

令和 8 年 8 月 27 日

4 換地処分の内容

令和 8 年 8 月 25 日付け石川県指令都第 889 号をもって認可した換地計画のとおり

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 4 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和 8 年 9 月 11 日

石川県知事 山 野 之 義

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
輪島市河井町壱部58番 5 の一部、58番 6、58番 8 の一部、62番 1 の一部、62番 4 の一部、62番 5 から62番 7 まで、64番 1 の一部、64番 2 の一部、64番 8 から64番12まで、67番 1 の一部、67番 3、70番 1 の一部、70番 3 から70番 5 まで、71番 1 の一部、71番 2、73番 1 の一部、73番 2、74番 1 の一部、74番 2、74番 3、75番 1 の一部、75番 2、75番 3、76番 1、76番 2 の一部、77番 1、77番 2 の一部、78番 1 の一部、78番 2 の一部、79番 1、79番 2 の一部、80番 1 の一部、80番 2、80番 3、201番から203番まで及び農道の無籍地の一部	幅員 5.00m 延長 138.40m	輪島市二ツ屋町 2 字29番地 輪島市長 坂口 茂	令和 8 年 9 月 2 日
輪島市河井町壱部68番の一部、69番 1 の一部、69番 2 の一部、70番 1 の一部、70番 2 の一部、71番 1 の一部、72番の一部、73番 1 の一部、78番 1 の一部、78番 2 の一部、79番 2 の一部、80番 1 の一部、82番 1 の一部、82番 3 の一部、83番の一部、84番の一部、85番の一部、86番の一部、87番の一部及び農道の無籍地の一部	幅員 5.00m 延長 78.60m	輪島市二ツ屋町 2 字29番地 輪島市長 坂口 茂	令和 8 年 9 月 2 日
輪島市河井町貳部 9 番 1 の一部、9番 2 の一部、10番の一部、12番 1 の一部、13番の一部、14番の一部、15番 2 の一部、15番 5 の一部、15番 8 の一部、16番 4 の一部、18番 2 の一部、22番 1 の一部、23番 1 の一部及び24番 2 の一部	幅員 5.00m 延長 60.30m	輪島市二ツ屋町 2 字29番地 輪島市長 坂口 茂	令和 8 年 9 月 2 日
輪島市河井町壱部26番 1 の一部、26番 4 の一部、26番 5 の一部、104番 2 の一部、106番 1 の一部、106番 2 の一部、128番 3 の一部、128番 4 の一部、132番 1 の一部及び農道の無籍地の一部	幅員 5.00m 延長 51.50m	輪島市二ツ屋町 2 字29番地 輪島市長 坂口 茂	令和 8 年 9 月 2 日
輪島市河井町壱部61番 1 の一部、65番 1 の一部、93番の一部、94番の一部、104番 1 の一部、104番 2 の一部、107番 1 の一部、107番 2 の一部、125番 2 の一部、126番の一部、127番の一部及び農道の無籍地の一部	幅員 5.00m 延長 83.50m	輪島市二ツ屋町 2 字29番地 輪島市長 坂口 茂	令和 8 年 9 月 2 日

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和8年9月11日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

18,273人

石川県選挙管理委員会告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和8年9月11日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

214,206人

石川県選挙管理委員会告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和8年9月11日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	123,615人
七 尾 市 選 挙 区	13,045人
小 松 市 選 挙 区	28,604人
輪 島 市 選 挙 区	5,837人
珠 洲 市 鳳 珠 郡 選 挙 区	9,162人
加 賀 市 選 挙 区	17,170人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	9,006人
か ほ く 市 選 挙 区	10,001人
白 山 市 選 挙 区	30,868人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	15,102人
野 々 市 市 選 挙 区	15,037人
河 北 郡 選 挙 区	17,464人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	5,042人
鹿 島 郡 選 挙 区	4,602人

石川県選挙管理委員会告示第90号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者

の総数の 3 分の 1（その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあつてはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあつてはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和 8 年 9 月 11 日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

214, 206 人

監 査 委 員

定 期 監 査 結 果 公 表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により、令和 8 年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和 2 年石川県監査委員告示第 1 号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和 8 年 9 月 11 日

石川県監査委員	室	谷	弘	幸
同	吉	田		修
同	村	上		勝
同	作	田	有	子

記

1 監査の対象

地方自治法第 199 条第 1 項に規定する令和 7 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認する方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	監査実施年月日	監 査 の 結 果
金沢港湾事務所	令和 8 年 7 月 16 日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
カーボンニュートラル推進課	令和 8 年 7 月 17 日	支出事務において、支払先を誤って支出したものがあった。
資源循環推進課	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
自然環境課	〃	財産事務において、貸付借受財産の異動報告の提出がなされていないものがあった。
生活安全課 消費生活支援センター	〃	支出事務について、管財課において見積徴収し契約締結すべきところ、自所属において事務処理したものがあった。
財政課	令和 8 年 7 月 21 日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
市町支援課	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
秘書課	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。

政策調整課	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
戦略広報課	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
総務課	〃	契約事務において、納期までに納品できないことを予め把握していながら変更契約等の手続を行っていないものがあった。
監査委員事務局	令和 8 年 7 月 23 日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
税務課	〃	財産事務において、貸付借受財産の異動報告の提出がなされていないものがあった。
地域振興課	令和 8 年 7 月 27 日	財政的援助事務において、県が事務局を担う任意団体が国庫補助金の交付決定を受けている事業費に対して、重ねて県補助金として交付決定、支払い、戻入しているものがあった。
交通政策課	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
保健環境センター	令和 8 年 7 月 28 日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
教職員課	令和 8 年 7 月 30 日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
学校指導課	〃	契約事務において、見積徴収者数を誤ったものがあった。
中央病院	〃	財産事務において、公用車の定期点検が実施されていないものがあった。
		情報管理において、看護職員採用試験の合格通知メールを不合格者及び別試験の受験者に送付したものがあった。
		情報管理において、看護部病院見学会の応募用ウェブサイトで、応募者全員の個人情報が見覧可能になったものがあった。
こころの病院	〃	支出事務において、旅費の支払いを遅延したものがあった。
		非常勤職員への報酬支払いにおいて、勤務時間の算定に誤りがあったため、報酬が過払いとなったものがあった。
		支払事務において、法律相談料等に係る支出科目を誤って支出しているものがあった。
文化財課 金沢城調査研究所	〃	公用車の車検の有効期間が切れている状態で使用を続けたものがあった。
		支出事務において、電話料金の支出を遅延し、延滞利息を支払うこととなったものがあった。
		財政的援助事務において、補助事業に要する経費の配分に大幅な変更があったにもかかわらず、変更承認決定を行っていないものがあった。
保健体育課	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
里山振興室	令和 8 年 8 月 3 日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
生産振興課	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。

農業基盤課 大日川ダム管理事務所	〃	財産事務において、貸付借受財産の異動報告の提出がなされていないものがあった。
森林管理課	〃	収入事務において、調定が遅延したため、過年度収入として処理されたものがあった。
		財産事務において、貸付借受財産の異動報告の提出がなされていないものがあった。
水産課	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
生涯学習課	〃	支出事務において、会場借上料の支払いを遅延したものがあつた。
		財産事務において、貸付借受財産の異動報告の提出がなされていないものがあった。
		公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運転に際しては、安全運転に万全を期するよう注意すること。
出納室	令和 8 年 8 月 6 日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
文化観光スポーツ部企画調整室	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
文化振興課	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
国際観光課	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
観光戦略課	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
地域医療政策課	令和 8 年 8 月 7 日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
奥能登地域医療対策室	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
障害保健福祉課	〃	財産事務において、貸与品整理簿が作成されていないものがあった。
		財政的援助事務において、補助金を全額概算払したにもかかわらず、概算払精算調書を作成していないものがあった。
		財政的援助事務において、事業完了後に交付決定を行っていたものがあつた。
		財政的援助事務において、仕入税額控除に関する取り扱いについて補助金交付決定通知書等に明示していないものがあった。
医療支援課	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
健康推進課	〃	財産事務において、貸付借受財産の異動報告の提出がなされていないものがあった。
		郵便切手類を購入した際に必要な物品出納調書が作成されておらず、消耗品出納簿にも記載がないものがあった。
薬事衛生課	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。

少子化対策監室 いしかわ子ども交流センター	〃	支出事務において、最終決裁権限者の決裁がないものがあった。
		支出事務において、過誤納金の返還が遅延し、翌年度に過年度支出しているものがあった。
		支出事務において、新聞データサービス利用料の支払いを遅延したものがあった。
		収入事務において、最終決裁権限者の決裁がないものがあった。
		契約事務において、プロポーザルの審査委員会を 3 名の委員で実施すべきところ、2 名で実施していたものがあった。

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 7 項の規定により、令和 8 年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和 2 年石川県監査委員告示第 1 号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和 8 年 9 月 11 日

石川県監査委員	室	谷	弘	幸
同	吉	田		修
同	村	上		勝
同	作	田	有	子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第 7 項に規定する令和 7 年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象団体	監査実施年月日	監 査 の 結 果
石川県健民運動推進本部	令和 8 年 7 月 17 日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
（公財）石川県産業創出支援機構	令和 8 年 7 月 28 日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
（公財）石川県林業公社	〃	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
（一社）石川県農業開発公社	〃	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
（公財）いしかわ県民文化振興基金	令和 8 年 8 月 6 日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
石川の四季観光キャンペーン実行委員会	〃	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県公安委員会から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和 8 年 9 月 11 日

石川県監査委員 室 谷 弘 幸
同 吉 田 修
同 村 上 勝
同 作 田 有 子

（別 紙）

石 公 委 第 99 号
令和 8 年 8 月 20 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 公 安 委 員 会

令和 8 年 7 月 27 日付け石監査第148号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、職員の勤務地 変更に伴い旅費の額を変更すべきと ころ、変更前の金額で支出していた ものがあった。 今後、このようなことがないよう 十分注意すること。	金沢中警察署	関係法令に基づく計算方法等について、課員全員が制度 の習熟に努め、複数人によるチェックを行えるようにし、 再発防止に努めます。

石 公 委 第 100 号
令和 8 年 8 月 20 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 公 安 委 員 会

令和 8 年 7 月 27 日付け石監査第148号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運転に際しては、安全運 転に万全を期するよう十分注意する こと。	金沢中警察署	全署員に対し、交通事故防止の徹底について指示をする とともに、運転免許センターにおいて安全運転指導員によ る運転技能向上講習を実施するなど、実践的講習を実施し ました。 今後とも、交通事故防止に努めます。

石 公 委 第 101 号
令和 8 年 8 月 20 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 公 安 委 員 会

令和 8 年 7 月 27 日付け石監査第148号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運転に際しては、安全運 転に万全を期するよう注意すること。	金沢中警察署	全署員に対し、交通事故防止の徹底について指示をする とともに、運転免許センターにおいて安全運転指導員によ る運転技能向上講習を実施するなど、実践的講習を実施し ました。 今後とも、交通事故防止に努めます。